

運 営 規 定

(通所リハビリテーション)

(介護予防通所リハビリテーション)

医療法人 むつみ

介護老人保健施設 ほうらい

介護老人保健施設ほうらい 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人むつみが開設する介護老人保健施設ほうらいにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の身体機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行わない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービ

ス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることが出来るよう努める。

- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護情報サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 7 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|---------------------------|
| （1） | 事業所名 | 介護老人保健施設 ほうらい 通所リハビリテーション |
| （2） | 開設年月日 | 平成11年12月22日 |
| （3） | 所在地 | 岩手県一関市大東町渋民字大洞地 55 番地 1 |
| （4） | 電話番号 | 0191-75-3766 |
| （5） | ファックス番号 | 0191-75-3767 |
| （6） | 管理者名 | 松尾 茂 |
| （7） | 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（0352780035号） |

（職員の職種及び人数）

第5条 当事業所に、次の職種毎にそれぞれ対応した数の職員を配置する。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 管理者兼施設長（医師） | 1 名（兼務） |
| 2. 介護職員または看護職員 | 2 名以上 |
| 3. 理学療法士または作業療法士 | 2 名以上（兼務） |

（職務内容）

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者兼施設長（医師）

当事業所の管理及び職員の指揮監督並びに医師としての利用者の病状や心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

2. 看護職員

医師の指示に基づいた投薬、検温、血圧測定、処置等の医療行為のほか、利用者の通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。

3. 介護職員

利用者の通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。

4. 理学療法士または作業療法士

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日までの5日間。ただし、
12月31日と1月1日、2日、3日を除くものとする
2. 営業時間 午前9時30分から午後16時00分

（利用定員）

第6条 通所リハビリテーション利用定員数は、13人とする。

- 2 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は7人とする。

（事業の内容）

第7条 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士等のリハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。

- 3 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 各種加算に要件に関しては、重要事項説明書に記載してる各種加算一覧を参照。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額は、次のとおりとする。

1. 保険給付と自己負担額を、別に定める重要事項説明書に記載の料金表より支払いを受ける。
2. 食費、日用生活品費、教養娯楽費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他費用等利用料を重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

一関市内（大東町内、千厩町内及び東山町内に限る。）とし、利用者の心身の状態、または介護者の事情等から送迎が必要な場合に限ることとする。

(身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第7条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒、喫煙は施設敷地内禁止とする。
- ・ 火気の使用については原則禁止。
- ・ 設備、備品の利用は原則無償とする。ただし、介護報酬上算定の基礎となる設備、備品についてはこの限りではない。
- ・ 所持品、備品等の持ち込みは事業所に事前に申し入れをするものとする。
- ・ 金銭、貴重品の管理については、原則利用者個人の管理で行うものとする。
- ・ 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は、原則禁止だが緊急やむを得ない場合には担当医師の指示に従うものとする。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 当事業所は消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者には事務長を充てる。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
2. 火元責任者には、事業所職員を充てる。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
4. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
5. 防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上(うち1回は夜間想定)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常用災害設備の使用方法的徹底・・・随時
6. その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定)

第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要の措置を講じるものとする。

2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第16条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の服務規律）

第17条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1. 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
2. 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3. お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（職員の質の確保）

第18条 当事業所職員の資質の向上のために、その研修会の機会を確保する。

2 当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第19条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人むつみ介護老人保健施設ほうらいの就業規則による。

（職員の健康管理）

第20条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（療養生活指導）

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又は蔓延しないように、感染症及び食中毒予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

1. 当事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
2. 当事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
3. 当事業所において、職員に対し感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。
4. 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回検便検査を行わなければならない。
5. 定期的に鼠族、害虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第22条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、当事業所職員の体制、協力病院、利用者の負担額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び本運営規定に定めのない運営に関する事項については医療法人むつみ及び事業所管理者との協議で定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この運営規定は、平成16年 2月 1日より、施行する。

付則

この運営規定は、平成17年10月 1日より、実施する。

付則

この運営規定は、平成18年 9月 1日より、実施する。

付則

この運営規定は、平成19年 5月 1日より、実施する。

付則

この運営規定は、令和 6年 3月18日より、実施する。

付則

この運営規定は、令和 7年 5月 1日より、実施する。